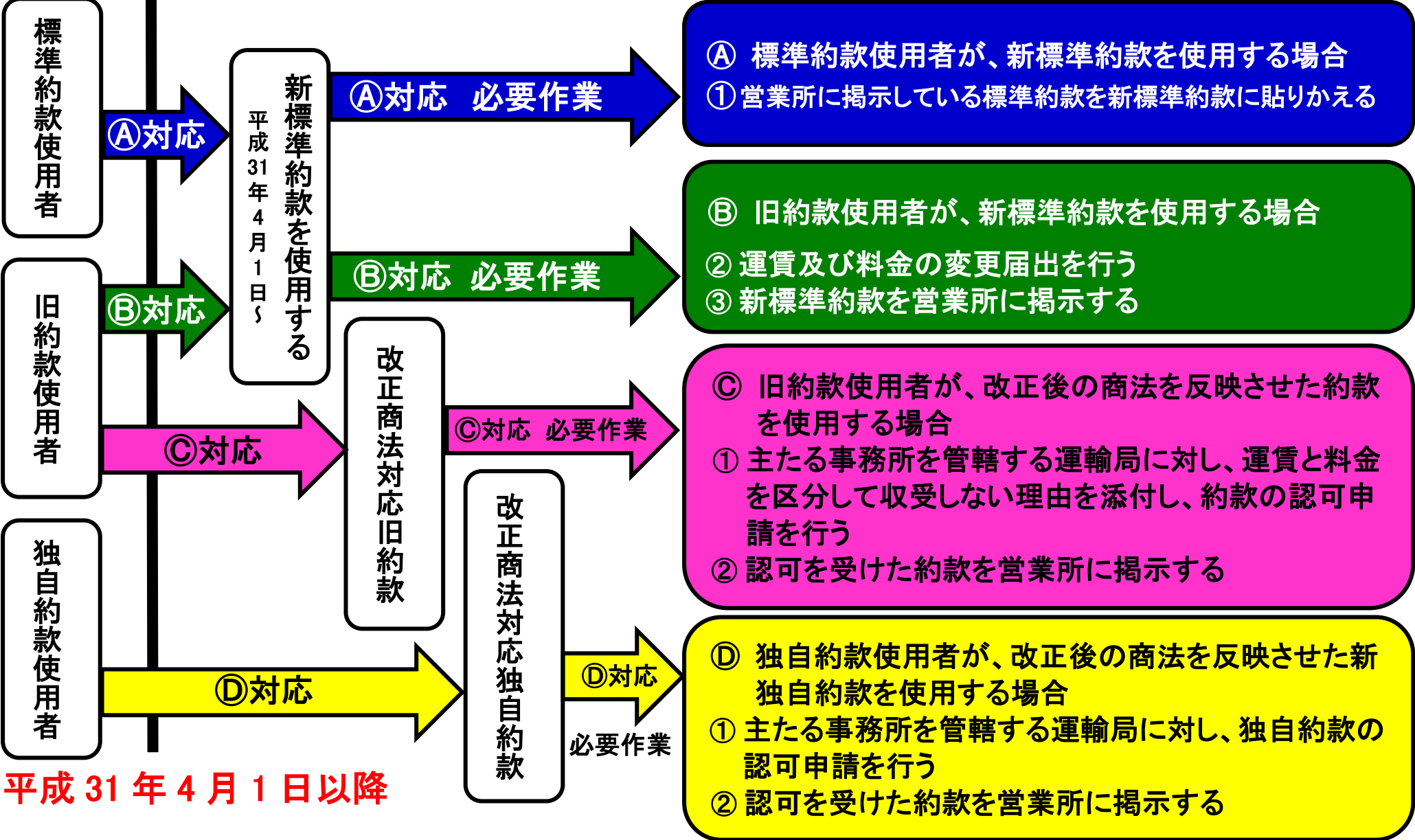


標準貨物自動車運送約款等の一部改正に伴い行なっていただくこと



① 標準約款使用者が、新標準約款を使用する場合

① 営業所に掲示している標準約款を新標準約款に貼りかえる

② 旧約款使用者が、新標準約款を使用する場合

② 運賃及び料金の変更届出を行う
③ 新標準約款を営業所に掲示する

③ 旧約款使用者が、改正後の商法を反映させた約款を使用する場合

① 主たる事務所を管轄する運輸局に対し、運賃と料金を区分して収受しない理由を添付し、約款の認可申請を行う
② 認可を受けた約款を営業所に掲示する

④ 独自約款使用者が、改正後の商法を反映させた新独自約款を使用する場合

① 主たる事務所を管轄する運輸局に対し、独自約款の認可申請を行う
② 認可を受けた約款を営業所に掲示する